

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> なぜ基準値を改正するのか。 	<p>飼料中の農薬の残留基準値については、食品（畜産物）中の残留基準値を順守できるよう、平成18年5月に暫定的な値（以下「暫定基準値」という。）を設定し、その後、食品安全基本法に基づき食品安全委員会による食品健康影響評価を行ったうえで、暫定基準値を見直すこととしています。飼料の暫定基準値は、食品と同様に暫定的に設定したものであることから、今般、食品健康影響評価が行われた農薬について、国際的な基準値の評価方法に従って、飼料の暫定基準値の見直しを行うものです。</p> <p>なお、本評価方法は、コーデックス委員会が食品及び飼料中の農薬の残留基準値を設定する際に用いており、コーデックス委員会において設定された残留基準値は国際的な基準に位置づけられています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 基準値を緩和することに反対する。 基準値を緩和することは、SDGsの取り組みに逆行し、化学農薬の使用を推進していることとなるのではないか。 	<p>消費者の健康の保護を目的とした国際的な政府間機関のコーデックス委員会では、食品や飼料中の農薬の残留基準値を「合法的に認められる最大濃度であり、農薬の使用基準に基づいて設定し、残留量がこれ以下であればその作物に由来する食品は毒性学的に安全であること」と定義しています。本基準値の改正においても、この考え方及び国際的なリスク評価機関であるFAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における残留農薬の基準の設定方法に基づき、基準値を設定しました。</p> <p>その際、国内外における2，4-Dの使用方法に従った場合に飼料作物にどの程度残留し家畜に移行するかを確認した上で、食品安全委員会において設定された許容一日摂取量（ADI）を踏まえ、畜産物を食べた人の健康に影響を与える可能性がないことを確認して基準値を設定したものであり、化学農薬の使用を推進するものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 複数や長期的に農薬を摂取した時の評価が乏しい。 	<p>国際的なリスク評価機関であるFAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）を始め世界各国において、農薬の安全性の評価については、現在、それぞれの有効成分のリスク評価を行うことが基盤になっており、暴露評価については、有効成分毎に検討することとされています。また、家畜残留試験の実施期間については、国際的に合意された試験方法に基づいて実施されています。</p> <p>なお、飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）第3条第3項の規定では、飼料又は飼料添加物に係る基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならないとされていることから、国内外の最新の科学的知見や国際的な動向を踏まえ、適宜、これらの</p>

	<p>基準又は規格を見直すこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 海外の基準値に合わせる必要はないのではないか。 	<p>今般の改正は、飼料に用いる穀類の基準値については、食品に用いる穀類の基準値に準じて設定しました。また、飼料としてのみ用いる牧草の基準値については、国際基準に基づき設定しました。</p> <p>SPS 協定では、人、動物又は植物の生命又は健康を守る衛生植物検疫（SPS）措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルールが定められています。このルールにおいて、日本を含めた加盟国は、国際的な基準、指針や勧告（国際基準）がある場合、原則としてそれらに基づいた措置をとることが求められています。</p> <p>SPS 協定において残留農薬の国際基準は、コーデックス委員会が設定したものとしており、飼料中の農薬の残留基準値は、我が国が飼料の多くを海外から輸入していることも踏まえ、国際基準も参照し、人の健康を損なう恐れがないことを確認した上で設定しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 生産性や経済的目的で改正するべきではないのではないか。 	<p>農産物を安定的に生産するためには、様々な防除手段の中から経済性を考慮しながら利用可能な手段を講じていくことが重要となっています。農薬はその中でも、防除の効果が高く、また、農業就業者の減少や高齢化が進む我が国においては、効率性の観点からも重要な防除手段の一つとなっています。そのうえで、農薬の使用方法に従った場合、飼料作物にどの程度残留し家畜に移行するかを確認した上で、畜産物を食べた人の健康に影響を与える可能性がないことを確認して基準値を設定します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • ヨーロッパ等では残留農薬の規制が進んでいるが、基準値を緩和することは海外と逆行しているのではないか。 • 農薬は発がん性やアレルギー等を引き起こすのではないのか。 	<p>本基準値の改正では、国際的なリスク評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における残留農薬の基準の設定方法に基づき、基準値を設定しました。また、食品安全委員会の食品健康影響評価では食品を通じた 2，4-D の発がん性は認められないとしています。</p> <p>なお、国際的なリスク評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）を始め、米国、EU、豪州においても、我が国と同様、発がん性を含め、人の健康に問題は生じないと結論付けているものと承知しています。</p>